錦江町農業委員会2月総会議事録

- 開催日時 平成30年2月26日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原	原勝吉
代理	2番	鈴	一麿
委員	3番	安水	純一
JJ	5番	徳永	哲朗
JJ	6番	坂元	博美
JJ	7番	寺田	郁哉
JJ	8番	鍋	康博
JJ	9番	元丸	敏朗
JJ	10番	貫見	和洋
JJ	11番	毛下	利美
JJ	12番	内薗	雄治
JJ	13番	宿利原	原 進
"	14番	本釜	好子
JJ	15番	平原	榮

農地利用最適化推進委員

 "
 内菌
 政文

 "
 山中
 徹

 "
 水流
 佳文

 竹原
 政洋

 要水
 峯晴

 西川
 健児

 #
 折小野
 道男

 #
 横原
 利己

〇 欠席委員

委員 4番 鳥越 秀一

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第44号 農地法第5条許可申請について
 - 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
 - 議案第46号 錦江町農業委員会「農地用の利用の最適化の推進に関する指針」 について
 - 議案第47号 非農地証明願について

議長	只今より平成30年2月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日は鳥越委員が欠席ではありますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。 それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 鈴委員と3番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議長	次に、会務報告についてを議題とします。
	事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。
	それでは附議事項に入ります。
議長	議案第44号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第44号について説明いたします。
	先ず、受付番号9号は農家住宅建設のための申請となっています。
	申請者はS・Mさん、S・Kさん、いずれもS自治会在住の方の連名による申請となっています。
	申請地は神川字笑喜6183番1、地目は畑、地積は2,304㎡のうち76 ㎡となっています。
	4 頁から 9 頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通し
	をお願いいたします。
	この件の担当調査員は、1番 宿利原勝吉委員です。
	次の受付番号10号は一般住宅建設のための申請となっています。
	申請者はK・Tさん、K自治会在住の方と、M・Mさん、K自治会在住の方の
	連名による申請となっています。
	申請地は城元字向原4962番5、地目は畑、地積は500㎡となっています。
	10頁から15頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目
<u> </u>	1

	NZ 1 - 2- 1- PZ 2 - 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2-
	通しをお願いいたします。
	この件の担当調査員は、8番 安水純一委員です。
	以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願い
一	
	します。
	先ず、受付番号9号について、私の方から報告いたします。
1 番	この物件は農家住宅でありまして、現在の住宅が老朽化したために、建て替え
宿利原委員	をするのに端っこがかかるというでありました。2月19日に宿利原進さんと事
旧作派及兵	
	務局と見に行きましたが、何ら問題は無いかと思います。
議長	次に受付番号10号について、8番 安水委員お願いいたします。
8 番	はい。報告をいたします。
安水委員	2月19日、事務局と安水峯晴さんと3人で現地調査に行って参りました。
	K・TさんとMさんは義理の親子になります。Kさんは鹿屋に住んでいたので
	すが、結婚を機に錦江町に住みたいという思いから、池田にある町営住宅に入居
	されておりました。2人の子供が大きくなるにつれ、住居の方が狭くなり、鹿屋
	の方に家を建てようかと土地を探されていたのですが、やはり錦江町に住みたい
	という思いから今回の申請となりました。申請されている土地は池田から鹿屋の
	方へ県道沿いにあります。ひかり保育園より200mぐらい鹿屋に行った左手に
	 あります。北側の方は県道で、南側は自分の畑、西側は竹が茂っており、東側は
	畑の作業道路が入っている状態です。何ら問題は無いと思いますので、審議の方
	よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	ただいま各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
 事務局	2件の転用の申請なんですが、5条なんですけれども、9番の方は親子間での
事 物用	
	使用貸借になっています。10番の方はMさんからKさんへの贈与による所有権
	移転の申請となります。補足で。
±×	
議長	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議長	質疑なしと認めます。
	これから議案第44号を採決します。
	お諮りします。
	議案第44号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第44号については原案のとおり許可することに決定し
	ました。
議長	次に議案第45号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農
	用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題としま
	す。
	お諮りします。
	会議資料のとおり、今回は151筆の利用集積計画について審議しなければな
	りませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、そ
	の都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	それでは、議案第45号のうち、受付番号564号から567号までを議題と
	します。
	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第45号のうち、受付番号564号から567号までについて説
	明いたします。
	先ず、受付番号564号の貸し人はT・Sさん、I自治会在住の方です。
	申請地は城元字道ナシ5534番、地目は畑、地積は2,319㎡となってい
	ます。
	貸付期間は平成30年2月27日から平成32年12月14日までで、小作料
	金は16、000円となっています。
	一方、借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。
	S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、雇用が3名の500
	日、自作地29,815㎡、小作地105,696㎡で、甘藷、キャベツを主体
	とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、甘藷堀取機、軽トラック各3台、ツル払い機。タイヤショベル、2tダンプ各1台となっています。

受付番号564号の担当調査員は、8番 安水委員です。

次の受付番号565号、566号の貸し人はH・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は、565号が神川字砂田195番1、地目は田、地積は269㎡、566号が神川字寺ノ下272番9、地目は田、地積は525㎡で、2筆の合計は794㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米の収量の半分となっています。

一方、借り人は、H・Kさん、T自治会在住の方です。

H・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地12,009 ㎡,小作地5,064㎡で、水稲、バレイショを主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、コンバイン、管理 機各1台となっています。

受付番号565号、566号の担当調査員は、12番 内薗委員です。

次の受付番号567号の貸し人はM·Yさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字命苫6791番4、地目は田、地積は2,166㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成39年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

一方、借り人は、I・Kさん、K自治会に在住の方です。

I・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が2人で60日、 小作地23,982㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター1台、軽トラック2台となっています。 受付番号567号の担当調査員は、13番 宿利原委員です。 以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号564号について、8番 安水委員お願いします。

8番安水委員	はい。受付番号564号の借り人のS・Kさんは、田代の農地の利用権で良く出て来られる方です。S・Kさんは現在、甘藷、キャベツ、ゴボウ、深ネギの栽培をされております。まだまだ農業も規模拡大をしたいというやる気のある方で、農地も綺麗にされており、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号565号、566号について、12番 内薗委員お願いいたします。
12番 内薗委員	はい。この田んぼは中々借り手が付かないで困っていたんですけれども、ようやくH・Kさんが借りてくれるということで、H・Kさんは、このH・Kさんの奥さんの同級生で、米も作っていてコンバインも持っているから、収量の半分だったら借りて良いということで、ちゃんと話し合いをして借りました。だから何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号567号について、13番 宿利原委員お願いいたします。
13番 宿利原委員	567番ですが、場所はM自治会の奥にある農地で、借り人の I・Kさんは、 Kの方で肉用牛を生産されています。 I さんは、認定農家でもあり、圃場もしっ かり管理されていますので、問題は無いかと思います。 審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
2 番 鈴委員	質問良いですか。 Hさんのこの話は、小作料金は収量の半分ということですが、これは米を作っ た後に何か別な作物が出来るんですか。もう米だけですか。
12番 内薗委員	多分、ジャガイモか何か作ると思います。
議長	他にありませんか。

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第45号のうち、受付番号564号から567号までを採決します。 お諮りします。 議案第45号のうち受付番号564号から567号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第45号のうち受付番号564号から567号までについては原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第45号のうち受付番号568号から580号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第45号のうち受付番号568号から580号までについて説明いたします。 先ず受付番号568号の貸し人はF・Mさん、K自治会在住の方です。申請地は城元字宮下1478番1、地目は田、地積は924㎡となっています。貸付期間は平成30年2月27日から平成32年12月14日までで、小作料金は24,000円となっています。 一方、借り人はI・Kさん、Z自治会在住の方です。 I・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が3人で100日、小作地41,670㎡で、甘藷、高菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況はトラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。受付番号568号の担当調査員は、山中推進委員です。 次の、受付番号569号から571号までの貸し人はN・Mさん、H自治会在住の方です。 申請地は569号が、馬場字平野4698番4、地目は畑、地積は1,800㎡、570号が、馬場字平野4700番4、地目は畑、地積は1,255㎡、571号が、馬場字平野4700番5、地目は畑、地積は1,507㎡で、3筆の合計は4,562㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料 金は全部で36,000円となっています。

次の受付番号572号の貸し人はA・Kさん、H自治会在住の方です。 申請地は馬場字平野4698番6、地目は畑、地積は376㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

次の受付番号573号、574号の貸し人はU・Sさん、S自治会在住の方です。

申請地は573号が馬場字平野4698番11、地目は畑、地積は327㎡、574号が馬場字平野4700番10、地目は畑、地積は1,240㎡で、2筆の合計は1,567㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

次の受付番号 5.75 号から 5.77 号までの貸し人は $S \cdot M$ さん、K 市在住の方です。

申請地は575号が馬場字平野4698番8、地目は畑、地積は478㎡、576号が馬場字平野4698番9、地目は畑、地積は2,169㎡、577号が馬場字平野4698番10、地目は畑、地積は925㎡で、3筆の合計は3,572㎡となっています。

貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料 金は全部で28,000円となっています。

次の受付番号578号の貸し人はU·Sさん、H自治会在住の方です。

貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

次の受付番号579号の貸し人はN・Sさん、H自治会在住の方です。 申請地は馬場字平野4698番5、地目は畑、地積は456㎡となっています。 貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料 金は3,500円となっています。

次の受付番号580号の貸し人はN・Hさん、F県在住の方です。

	申請地は馬場字平野4698番7、地目は畑、地積は699㎡となっています。 貸付期間は平成30年2月27日から平成34年12月14日までで、小作料 金は5,500円となっています。 受付番号569号から580号までの借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の 方です。 Y・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、雇用が5人で400 日、自作地64,404㎡、小作地19,994㎡で、大根、甘藷を主体とした 経営をされています。 農業機械の所有状況はトラクター、軽トラック各3台、2tダンプ、掘り取り 機。ツル払い機、タイヤショベル各1台となっています。 受付番号569号から580号までの担当調査員は安水推進委員です。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号568号について、山中推進委員お願いします。
山 中 推進委員	はい。このF・Mさんの田んぼは、K・Mさんの建物から上之宇都の奥の方に向かって左側になります。Mさんの家の前になります。借り手のI・K君は、甘藷、インゲン、高菜を作っております。真面目に農業をされている方です。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号569号から580号までについて、安水推進委員お願いいた します。
安 水推進委員	報告します。受付番号569号から580号までの農地は、半下石の足光谷にある肝属南部開発で整備された農地です。この農地は以前、M・Nさんがショウガを耕作され、その後、ショウガの会社が1年間耕作されましたが撤退されました。昨年、借り人のY・Hさんが相対で借りて甘藷を耕作されましたが、今回、正式に利用権を設定するということで話がまとまったところです。 Y・Hさんは、大根、甘藷、タバコを主体に耕作され、認定農業者でもあり、農地の管理もしっかりされている方ですので、何ら問題は無いかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

i 	
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
5番徳永委員	568番のIさんの借りる場所に、甘藷、高菜を植えるということですか。
山 中 推進委員	はい。
5 番 徳永委員	ここに植える。畑じゃなくて。
山 中 推進委員	はい。 ここは問題のある田んぼで長続きするか分かりませんが、よろしくお願いします。
2 番 鈴 委員	この573番、574番は使用料は0円になって、他ののは全部お金が付いているんですが、何か意味があったんですか。
事務局	それは事務局の方から。ここについては反当8千円で話をしていたんですけれども、このU・Sさんに話をした時に、Y・Hさんからお金はもられないと言われました。それでお金は要らないから作ってくれるだけで良いということでありました。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第45号のうち、受付番号568号から580号までを採決します。 お諮りします。 議案第45号のうち、受付番号568号から580号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第45号のうち、受付番号568号から580号までに ついては原案のとおり決定しました。
議長	ここで本釜委員の退席を求めます。 「本釜委員 退席」
議長	次に議案第45号のうち、受付番号581号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第45号のうち、受付番号581号について説明いたします。 受付番号581号の貸し人はH・Iさん、K自治会在住の方です。 申請地は馬場字木原ノ上1970番1、地目は田、地積は3,001㎡のうち 1,471㎡となっています。 貸付期間は平成30年3月1日から平成34年12月14日までで、小作料金は70,000円となっています。 一方、借り人は、H・Tさん、S自治会在住の方です。 H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で60日、自作地17,814㎡、小作地8,763㎡で、茶、水稲、野菜を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況はトラクター2台、軽トラック、管理機、防除機各1台となっています。 この件の担当調査員は、資料では4番 鳥越委員となっておりますが、本日風邪のため欠席ですので、7番 寺田委員に報告をお願いしたいと思います。以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 受付番号581号について、7番 寺田委員お願いします。
7番	鳥越委員に代わりましてご報告申し上げます。この3,001㎡のうち1,471㎡となっていますけれども、これは4連棟の50mは無いと思いますけれども、47・8mのハウスが手前と奥と2つ建っておりまして、奥の方は他の耕作者が作っていらっしゃると。で、手前の方は、ご存じの方もいらっしゃるかも知れませんけれども、N・Hさんが作っていらっしゃいまして、今度ちょっと怪我をされまして、農業に復帰するのには時間がかかるだろうということで、利用権

	を結んでおったんですけれども、Hさんとの間の利用権を合意解約しまして、H・Tさんが作るということでございます。1反4畝で7万円というのは高いように思われるかもしれませんけれども、さっき説明したように4連棟のハウスが建っておりますので、それも含めてだということです。H・Tさんは認定農業者でありますし、茶、水稲、野菜、シキミなど、全て管理も行き届いておりまして、錦江町の定める要件は全て満たしていると思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
15番 平原委員	このハウスはNさんが作ったんじゃないけ。
7番	だったらハウスは別にして7万円だと思います。前の人が7万円だったから。 Nさんが作ったのであれば、利用権とは別にハウス代が出て来るのかと思います。
議長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第45号のうち、受付番号581号までを採決します。 お諮りします。 議案第45号のうち、受付番号581号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第45号のうち、受付番号581号については、原案の とおり決定しました。
議長	ここで本釜委員の入室を求めます。 「本釜委員 入室」

議長	次に議案第45号のうち、受付番号582号から714号までについてを議題
	とします。
	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第45号のうち、受付番号582号から714号までについて説
177万/円	明します。
	受付番号582号から714号までについては、農地中間管理事業による利用
	権の設定でございます。
	お手元の配分計画案をご覧ください。
	左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そし
	て一番右側が協力金対象欄となっています。
	受付番号582号から662号までについては、鷲ケ尾地区の地域集積協力金
	の対象となる所です。
	以上です。
**	よむいき 声数中ふき部叩ぶもりましょぶ 1 ばとノ次則に口まる1 マエもい
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、しばらく資料に目を通して下さい。 しばらく休憩します。
	しはり、小思しまり。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	資料に目を通して頂いたと思いますが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
	FERVAL 1 1 STALL
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第45号のうち、受付番号582号から714号までを採決し
	ます。
	お諮りします。
	議案第45号のうち、受付番号582号から714号までについては、原案の
	とおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第45号のうち、受付番号582号から714号までに
	ついては、原案のとおり決定しました。

議長	次に議案第46号 非農地証明願を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第46号について説明いたします。 受付番号2号の申請人はS・Kさん、S自治会在住の方です。 申請地は神川字6183番1の一部で、地籍は2304㎡のうち48㎡、地目 は台帳は畑、現況は宅地となっています。 31頁から申請書、位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、1番 宿利原委員に変更してください。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、受付番号9号について、私の方 から調査報告をいたします。
1 番 宿利原委員	前の住宅の件と一緒に進さんと調査をしましたが、S・Mさんの住宅の手前の、お父さんがS・Kさんですが、この物件は昭和58年ごろ、畜産の乾燥草ように作った建物で、土地がはみ出したということであります。この地図を見てもらえば分かると思いますが、三角の土地がサイレージ用の草を乾燥するということで、昭和58年ごろ補助金で作った品物です。何ら問題は無いかと思いますので、よろしくお願いします。
議長	あただいま、調査報告をしましたが、質疑はありませんか。
事務局	昭和58年ごろに作った施設ということで、30年以上経っていますので、転用というものでもないですし、非農地証明でということでお願いします。
議長	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第46号を採決します。 お諮りします。 議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第46号については、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成30年2月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人